

書評

佐藤岳詩著

『R・M・ヘアの道徳哲学』

(勁草書房、2012年)

池田 誠

1. 本書の紹介

本書は、20世紀英国の道徳哲学者であり、同世紀を代表する功利主義者R・M・ヘア(1919-2002)の倫理学理論、とくにその選好功利主義の現代倫理学における意義を論じる著作である。著者はヘアの研究を出発点に(本書は著者の博士論文に加筆修正を加えたものである)、現在メタ倫理学のみならず、人生の意味をめぐる規範倫理学理論、そしてエンハンスメントをめぐる応用倫理学的問題に至るまで、広大な英米倫理学の分野で独自の魅力的な提案を続けている。この著者の姿勢が、道徳語の分析というメタ倫理的な話題に取り組むとともに、選好功利主義と道徳の二層理論という実践的アイデアを用いて規範・応用倫理学の諸問題にも多くの貢献をしたヘアの影響を強く受けていることは間違いない。

日本におけるヘア研究は、1970年代の内井惣七や山内友三郎による考察にはじまり、90年代に伊勢田哲治や柴崎文一によりさらなる発展を遂げたが、本書はそれに続く新世紀の研究として、今後ヘアの研究を志す人々にとって重要な著作となるであろう。加えて本書は、20世紀英米倫理学の中心人物ヘアの思想の展開を丹念に跡づけることを通じ、読者にこの激動の時代を俯瞰する視座を与える。この点で、本書は現代倫理学一般に関心を持つ人々にとっても一読に値する。

2. 本書の主張

本書の主張は従来のヘア研究と一線を画す。第一に本書は、言語分析に特化していた前期ヘアの思想(『道徳と言語』(1952)、『自由と理性』(1963)期)と、主に規範倫理学理論として功利主義を論じる後期ヘアの思想(『道徳的に考えること』(1981)、*Sorting Out Ethics* (1997)期)とを分断せず、むしろ一貫した必然的発展の過程として捉える。第二に本書は、ヘアは生涯を通じて、〈何

がある行為をよい・正しいものにするのか〉という規範倫理学的主題ではなく、むしろ〈何がある行為がよい・正しいとする判断を妥当で合理的なものとするのか〉というメタ倫理学的主題に取り組み続けたと理解する。そして、この二つの主張から、著者は本書最大の主張を導く——それによれば、ヘアの選好功利主義は規範倫理学理論(「われわれは何をなすべきか」に関する理論)ではない。それはあくまでも、どんな道徳的直観や規範倫理学理論からも中立な、道徳語の使用規則のみにもとづいて各道徳的判断の妥当性・合理性(「どうすれば道徳的な問いに妥当な・合理的な答えを与えることができるか」)を問うメタ倫理学理論なのである。

この主張は次の二点においてきわめて野心的である。第一に、本書の主張は従来のヘア理解と異なる。これまで多くの論者は、ヘアの選好功利主義を従来の功利主義と同じ規範倫理学理論に分類した上で、道徳的直観に依拠せず言語的直観のみから選好功利主義を導出するというヘアの目論見は失敗していると論じてきた(たとえば内井惣七(1984)、「ヘア——価値語の論理から功利主義へ」。また最近では伊勢田哲治(2012)、『倫理的に考える』、pp. 57-87も参照)。第二に、著者の主張はヘア本人の主張にさえ反するかもしれない。というのも、ヘアは選好功利主義を規範倫理学理論とメタ倫理学理論を「いわば二頭立てで結合したもの」(『道徳的に考えること』p. 5、訳9)と述べ、また選好功利主義を一般的な功利主義と同じ道徳的結論に至るとも述べているからである(著者もこの後者の記述を引用している。Hare(1996b), “Foundationalism and Coherentism in Ethics,” p. 124; 本書p. 109参照)。さらにまた、事実ヘアは応用倫理においては選好功利主義を規範倫理学理論として用いている(本書pp. 108, 119など)。つまり、一見する限りでは、ヘア自身さえ選好功利主義を規範倫理学理論として理解しているように見えるのである。しかし著者は、この見かけおよびヘア自身の自己理解を彼の他の発言との整合の点から「誤り」(本書p. 182)と診断する。

著者はこの野心的な主張を全三部七章にわたって擁護していく。まず、第一部「選好功利主義の

成立」では、ヘアが死の年に公表した自伝的論文を参考に、彼の戦争体験や、若きヘアが当時の倫理学を席卷していた三つの立場（情緒主義、記述主義、非認知主義）に抱いた問題意識と絡ませつつ、ヘアの目的が道德的直観に依拠せずして道德的判断の合理性・妥当性を問う方法を案出することにあったことを示すとともに（第一章）、彼が道德的判断の三つの論理的特性（普遍化可能性、指令性、優越性）への注目を通じて到達したその方法——普遍的指令主義と選好功利主義というメタ倫理的立場——の内容を詳述する（第二章）。次に第二部「ヘアへの批判と応答」では、それぞれ〈選好功利主義は規範倫理学理論である〉（第三章）、〈ヘアは選好功利主義の案出に際して道德的直観を密輸入している〉（第四章）、〈選好功利主義はわれわれの道德的な問いに何の答えも与えない〉（第五章）という批判に応答を企てていく。最後に第三部「道德哲学の限界と役割」では、われわれは選好功利主義への動機づけを持つかという問題（第六章）および選好功利主義および二層理論の教育と応用倫理学への応用の問題（第七章）を論じ、メタ倫理学理論としてのヘアの選好功利主義の限界とわれわれの生における役割を明らかにする。

3. 評者の見解

しかし残念ながら評者は、著者のこの野心的な主張は、結局ヘアの選好功利主義と二層理論をそれ自体ではわれわれの生を全く導き得ないものとしてしまっている点で失敗していると考ええる。そしてさらに評者は、著者およびヘアの選好功利主義および二層理論を支える〈道德的直観と異なり、言語的直観は道德的問題を解決する妥当な根拠となりうるはずだ〉などの信念の信憑性にも大いに疑問を覚える。以下では、著者およびヘアの選好功利主義と二層理論のいわばアキレス腱であるこれらの直観に迫るべく、少々迂遠な道のりとなるが、著者自身の議論を批判的に追うことにしよう。

3.1. 選好功利主義が規範倫理的結論を持つなら、やはりそれ自体の内部に道德的直観を持たねばならない

まず、著者は第三章において、選好功利主義が伝統的功利主義と同様の規範倫理的結論を持つにもかかわらず（上述の通り、これはヘアのみならず著者も認めている）規範倫理学理論ではないといえる根拠のひとつに、選好功利主義は効用原理を基礎に持たないという点を挙げている（本書 pp. 108-12）。著者そしてヘアによれば、効用原理さえも、理想主義的判断や義務論的判断と同様「一見自明」以上の正当化根拠を持たない道德的直観にすぎない。ゆえに、効用原理を含むさまざまな道德的直観やそれらを基盤とする規範倫理学理論同士の衝突を解決するには、いわばこの衝突に「一段上のレベルから」（本書 p. 112）解決を与える理論が必要となる。この機能を担うのが、選好功利主義である。二層理論の分類でいえば、伝統的功利主義は直観的思考のレベル、選好功利主義は批判的思考のレベルに収まる。

ではいかにして、選好功利主義は道德的判断の論理的特性に依拠しながら、伝統的功利主義と同様の規範倫理的結論をもたらすのか。そもそもこの、言語的直観だけに訴えて選好功利主義に到達するというヘアの目論見は成功しているのか。これについては著者も言及するように（本書第四章）、上述の内井やジョン・マッキーが、このヘアの目論見の鍵を道德的判断の論理的特性のひとつ「普遍化可能性」に見出した上で、ヘアはひそかにこの「普遍化可能性」に単なる言語的直観以上の〈他者の〉〈選好を〉〈平等に〉考慮するべしという道德的直観を含めているため、その目論見は失敗していると論じている。

著者によれば、彼らのヘア解釈は誤りである。普遍化可能性はあくまでも私の選好を「私の」であるがゆえに優先してはならないという形式的原理を述べたものに過ぎず、そこには何の道德的直観も含まれていない。そしてさらに著者によれば、選好功利主義に実質的な規範倫理的結論を与えるのはあくまでも個々人の選好の内容である。すなわち、道德的判断が選好の表現であるという事

実、道徳的判断の持つ普遍化可能性と指令性という論理的特性、そして合理的に道徳的判断を下そうとするならばこれらの論理的特性を充たす判断を下さねばならないという合理性の制約が、〈他者の〉〈選好を〉〈平等に〉考慮するべしという要求を生む。しかしこれはあくまでも形式的要求であって、それ自体としては何の道徳的結論も生まない。この形式的要求にしたがって実質的内容を持つ個々人の選好を分け隔てなく平等に考慮した結果として、選好功利主義は実質的な規範倫理的結論に至るのである(本書pp. 126-42)。評者自身がまとめるならば、選好功利主義は一種の関数であって、その規範倫理的結論(出力)を左右するのは、あくまでもそのときそのときの選好内容と選好の強さの分布(入力)である。その関数自体は規範倫理学上の中立を守るのである。

この議論には納得できない。たしかに、上記の論理的制約や合理性の制約は人々に各人の選好を平等に考慮することを要求する。これはおよそすべての規範倫理学理論が認めるはずの形式的要求であろう。だが、見落とされがちだが、この要求は選好を何に応じて平等に考慮すべきかについて何も述べていない。よって、この形式的要求が(ヘアや著者が認めるように)伝統的功利主義と同じ規範倫理的結論に至るためには、個々人の選好内容(と選好の強さの分布)という道徳的に実質的なものに加えて、結局は〈選好はその強さに応じて道徳的考慮に値する〉〈道徳的である限りにおいて、われわれは選好の強さに注目すべきだ〉という選好の道徳的よさに関する実質的想定にも訴えざるを得ない。この想定は、たとえば〈選好はそれが基盤とする理由のもっともらしさに応じて道徳的考慮に値する〉〈道徳的である限りにおいて、われわれは選好が基盤とする理由のもっともらしさに注目すべきだ〉と言った別の実質的想定と対立する。そしてそもそもこれらの想定は、選好の道徳的よさに関するものである以上、当然道徳的直観に由来している。この道徳的直観を密輸入しなければ成立しない以上、その時点で選好功利主義は規範倫理学上の中立を保てず、それ自体ひとつの規範倫理学理論に分類される。この点から、「道徳的判断の論理的特性に依拠しな

がら、伝統的功利主義と同様の規範倫理的帰結をもたらす」というヘアの目論見は頓挫する。

3.2. 選好功利主義が純然たるメタ倫理学理論であるなら、動機づけへの希望は「非合理的」な規範倫理学の営みに託される

しかし、もちろんここで著者は反論するだろう——そう、著者によれば、選好功利主義およびヘアが取り組むのはあくまでも「どうすれば道徳的な問いに妥当な・合理的な答えを与えることができるか」というメタ倫理的問いであって、「われわれは何をなすべきか」という規範倫理的問いではないのである。問いは後者ではなく前者であるのだから、選好功利主義はいま挙げたような選好の道徳的よさに関する実質的想定を必要としない。代わりに前者の問いが必要とするのは、〈選好はその強さに応じて合理的考慮に値する〉〈合理的である限りにおいて、われわれは選好の強さに注目すべきだ〉という合理的判断者が各選好に向ける配慮の仕方に関する想定である。著者およびヘアによれば、この想定は選好という言葉の定義、および〈他者の〉〈選好を〉〈平等に〉考慮するべしという形式的要求が必然的に含意するものである(本書p. 138)。このとき、メタ倫理学理論としての選好功利主義は規範倫理学に対する中立を確保することができる。というのも、このメタ倫理学理論はただ〈人々の選好が対立しているときに関係者全員の選好の強さを考慮に入れた上でなお最も強い選好に従うことは合理的である〉と診断する一方で、〈その選好に従うことは道徳的に正しい〉や〈われわれは選好功利主義が提示する「合理的」な答えに従うべきである〉といった規範倫理的な主張は一切しないからである。著者によれば、「一般に合理的であることと道徳的に正しいこととは異なる」のだ(本書p. 114)。

著者も認める通り、この主張によって、選好功利主義は動機づけ上の問題を抱えることになる。メタ倫理学理論としての選好功利主義は、合理的に生きることへの他を圧倒する(overriding)動機づけや理由を、もともと合理的に生きることへ

の意志を持っている人にしか与えない。これは、ヘアが道徳的判断をその優越性 (overridingness) から——すなわち、判断主体が他のどんな価値判断や原則、指令に直面しても決して覆すつもりのない最も重要な価値判断として扱う判断として——定義していることを鑑みれば、当然の帰結である。選好功利主義それ自体は、「合理的」な判断を新たな「道徳的」判断として扱うことへの意志を持つよう人々に要求する力を持たない。要するに、このように定義された選好功利主義は「伝統的功利主義と同様の規範倫理的結論をもたらす」というヘア自身の主張から逸脱しているのである。

しかし著者によれば、ここには実は何の問題もない。というのも、論理によっては何らの動機づけも与えられないこと、これは選好功利主義ではなくむしろ道徳哲学それ自体の限界だからである。第三部の著者によれば、選好功利主義も二層理論における批判的思考も、それだけではわれわれにその「合理的」解決に従う動機づけを与えない。道徳的動機づけを与えるのは、あくまでも道徳的直観を提示しあう「非合理」な説得の実践であるところのわれわれの規範倫理学の営みなのである。この「道徳哲学の限界」と規範倫理学の「真の姿」を正しく認める点で、ヘアはむしろ「誠実」なのである (本書 p. 200, p. 237)。(ちなみに、第三部第六章で、著者はJ・ウルフやB・ウィリアムズ、Ch・コースガードの見解を援用しつつ、とはいえ人間の生の事実からしてわれわれには道徳的である理由が確かに存在すると主張し、かつその主張はヘアの思想のうちにも見出すことができる」と論じている (本書 pp. 200-215)。評者なりにまとめるなら、その理由とは、何らかの道徳的判断を持って生きることは自愛の思慮や自尊、アイデンティティを守るという観点からいって合理的であるというものである。しかし著者も認める通り、この第二の応答は結局人々に選好功利主義的に生きることへの意志を与えるものではない。)

3.3.ヘアの「誠実」さを支えるドグマ

著者は「道徳哲学の限界」と規範倫理学の「真

の姿」を認めるヘアを「誠実」と称賛する。しかし評者はこの称賛を共有できない。というのも、道徳哲学がそのような限界を持つとは思えないし、また道徳哲学と異なり規範倫理学が単なる非合理的な説得の営みにすぎないとも思えないからである。

選好功利主義ならびに二層理論とは、「非合理」な道徳的直観にもとづく規範倫理学理論同士の対立を規範倫理学内部で——すなわち、何が道徳的に正しい道徳的直観であるかを特定することによって——解決することは決してできないので、「一段上の」誰もが共有している言語的直観に依拠することでその「合理的」解決を図ろう、という考えからヘアが到達した議論である。

しかし、そもそもこの考えは本当にもっともらしいだろうか。もちろん、評者は〈絶対的に正しい道徳的直観や規範倫理学理論が存在するはずだ〉と述べたいのではない。むしろ評者は、なぜ著者とヘアが〈道徳的直観と異なり、何が正しい言語的直観かについては信頼に値する意見の一致がありうるはずだ〉、〈道徳的直観と異なり、言語的直観は道徳的問題を解決する妥当な根拠となりうるはずだ〉という直観的信念にそれほどまでに自信を持っているのかが理解できないのである。というのも、事実、言語的直観にもとづくこととされているメタ倫理学においても、規範倫理学と同じく、意見の一致はまるで見られていないではないか。また、先に3.2で触れた合理性解釈においても、本当に道徳的判断の論理的特性から〈選好はその強さに応じて合理的考慮に値する〉という(メタ倫理学理論としての)選好功利主義を導く実質的要求が出てくるのかも明らかではない。なぜ、〈選好はそれが基盤とする理由のもっともらしさに応じて合理的考慮に値する〉という実質的要求ではいけないのか。

ゆえに、実際には、〈道徳的直観と異なり、言語的直観は信頼に値する〉というヘアと著者の直観よりも、むしろ〈言語的直観も道徳的直観と同程度に信頼に値する〉という直観のほうがより信頼に値するように思われる。もしそうであるなら、選好功利主義と二層理論が規範倫理学的対立の「合理的」解決方法として持つ説得力も大幅に減

じることになろう。というのも、その説得力はまさしくこの比較的信頼に値しない直観に依拠していたものだからである。ここでヘアと著者は、「信頼に値する」という根拠は主観の問題であるから、非合理的な説得にならまだしも合理的な論証に持ち込んではいけないと反論するかもしれない。しかし、とはいえ彼らも、道徳的直観と言語的直観の信憑性（の差）に関するさまざまな直観的判断の対立には決着がつかないので、どの直観を合理的に選択すべきかもういちど選好功利主義に訴えて判断しようと主張するつもりはあるまい。

だとすればどうすればいいのか。簡単である。選好功利主義と二層理論を支えている、その比較的信頼に値しない〈道徳的直観と異なり、言語的直観は信頼に値する〉というドグマを捨てればよいのである。そうすると、一気に、規範倫理学内部での対立を規範倫理学内部で十分に理にかなう形で解決する可能性が開けてくる。規範倫理学の「真の姿」と思っていたものはまやかして、道徳哲学の「限界」も存在しない。よって、メタ倫理学理論としての選好功利主義にも、二層理論にも訴える必要などない（むしろ、二層など設けずつねに規範倫理学の内部で批判的に考え続けるべきである）。著者はヘアに乗じてロールズを「自分の直観に依拠して読者を説得する」ものだと述べている（本書p. 244）。しかし、評者としては、ヘアのような実際には信憑性の低い自分自身の直観に訴えずして、敢えて道徳的直観の不確かさを生きようとするロールズのほうがより道徳哲学に対して「誠実」に思われるのである。

4. 結語

論理実証主義の影響色濃く、言語分析こそがメタ倫理学の主題であった時代を生きたヘアが、こうした〈道徳的直観と異なり、言語的直観は信頼に値する〉というドグマを捨てきれなかった（あるいは、必要とさえしていた）ことは不思議ではない。しかし問題は、メタ倫理学の領域の大拡張を経た21世紀を生きる著者がこのヘアの素朴な直観を共有している（あるいは、ヘアの思想の根底にあるこの素朴な直観に気づいていない）ことにある。本書は、ヘアの議論を丹念に読み解くこ

とを通じて図らずも、道徳哲学の限界ではなく、むしろヘア自身の道徳哲学の限界を暴いてしまっているように思われる。とはいえ本書は、新世紀にあるべきヘア研究の姿、および規範倫理学とメタ倫理学の関係を考えていく上でひとつの重大な示唆を与えている。